

平内町国民健康保険平内中央病院 院内感染防止対策指針

2024年1月1日

1. 院内感染防止対策指針の目的

この指針は、院内感染の予防・再発防止対策及び集団感染事例発生時に当院における院内感染防止対策体制を確立し、適切かつ安全で質の高い医療サービスを提供する事を目的とする。

2. 院内感染防止対策に関する基本的な考え方

当院の院内感染防止対策は、感染症の患者と感染症に罹患しやすい患者とが混在していることを前提に、医療的なケアを行う際に起こりうる患者・職員への感染を最小化するための「標準予防策（スタンダード・プリコーション）」を基本とする。併せて感染経路別予防対策を実施する。

個別および病院内外の感染症情報を広く共有し、院内感染の危険および発生に際して迅速に対応することを目指す。また、院内感染が発生した時には、速やかに対応して感染対策の不備や不十分な点を洗い出し、その根本原因を究明し、これを改善していく。

そのために感染対策委員会及び感染制御チーム（ICT）を設置する。

更に、院内感染事例を、院外の諸機関から公表される各種データと比較し、我が国の医療水準を上回る安全性が確保され、患者に医療サービスが提供されているか常に検討することを基本姿勢とする。

こうした基本姿勢を基本にした院内感染防止対策活動の必要性、重要性を全部署及び全職員に周知徹底し、院内共通の課題として積極的な取り組みを行う。

3. 院内感染対策委員会（組織に関する基本的事項）

「平内町国民健康保険 平内中央病院院内感染防止対策委員会要綱」を別に定める。

4. 院内感染防止対策のための職員に対する研修に関する基本方針

ICTは研修会・講習会を年2回以上開催し、これらの研修の開催結果（日時、出席者、研修項目など）を記録保存する。

研修会・講習会では院内感染に関する教育と実習とを行い、必要に応じて、全職員や、特定の部署を対象とする。また、感染対策を目的とした各種学会、研修会、講習会の開催情報を広く公開し、参加希望者の参加を支援する。また、新規採用者に対しては、入職後早期に感染の研修を行う。

5. 感染症の発生状況の報告に関する基本方針

医師は MRSA・結核、その他届け出が必要な感染が発生した場合、速やかに所定の書式で ICT に報告し、その後 ICT は院内感染防止対策委員会に報告する。院内感染防止対策委員会及び ICT は発生状況を的確に把握し、発生状況に関して定例会議等で報告し、感染対策の周知徹底を図る。

院内感染防止対策委員会と ICT は、MRSA 等の感染を防止するため、「感染情報レポート」を週 1 回程度作成し、定例会議で検討・再確認等をして活用する。

6. 院内感染発生時の対応に関する基本方針

院内感染発生が疑われる事例が発生した場合には、ICT は速やかに詳細の把握に努め、対策立案とその実施に介入する。重大な感染事例発生の場合、院内感染防止対策委員長は臨時院内感染防止対策委員会を開催し、速やかに発生の原因を究明し、改善策を立案し、これを実施するため全職員へ周知徹底を図る。

(別に定めるフローチャートに従う)

7. 感染対策に関する地域医療機関との連携

院内にとどまらず、地域全体における感染対策の向上に積極的に取り組み、感染対策に関する地域医療機関との連携強化に努める。

感染のアウトブレイク後に新たな感染症を認めた場合、感染対策向上加算連携機関に指導・助言を求め感染拡大の予防に努める。

8. 患者等に対する当該指針の閲覧に関する基本方針

「院内感染防止対策指針」は、指針の趣旨とその内容を公開し、院内に掲示する。

9. 抗菌薬適正使用に関する事項

耐性菌の出現予防のため、広域抗菌薬等を指定抗菌薬に定める。

抗菌薬使用時、使用量・効果などをモニタリングし、ICT が介入して、適切な抗菌薬使用となるように努める。

10. その他の当院における院内感染防止対策の推進のために必要な基本方針

全職員が知っておくべき院内感染防止対策の具体的実施法に関して、別途院内感染対策マニュアルを作成する。また、必要に応じてマニュアルの改訂を行う。院内感染対策マニュアルは ICT メンバーで作成し、院内感染防止対策委員会で審議、承認を受ける。

院内感染防止のため、全職員は院内感染防止対策マニュアルを遵守し、職員自身が感染症に罹患しないよう努める。

感染防止対策は、職員だけでなく患者その家族、病院訪問者協力が不可欠であり、職員以

外への院内感染防止対策の啓発活動を積極的に行う。

2012年6月1日作成

2024年1月1日改訂